

令和6年度関川村農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

当該地域は、全水田面積に占める主食用米面積の割合が約72%で、主食用米以外の作物では土地利用型作物の作付面積が多く、主食用米以外の作物の約95%を占めている。今後も主食用米の需要が減少する中で、他の作物への作付けの転換を促進することで、水田面積の維持を図っていく必要がある。

しかしながら、全農家の半数以上が兼業農家で多品目作付けが取り組みにくいくことと、山間部で農家の高齢化が進んだ地域では、耕作放棄地に近い状態のほ場も目立ってきていていることに加え、大豆や園芸作物については、一部地域を除いて猿害により栽培面積は減少傾向にある。

そのため、担い手へのほ場の利用集積・集約による低コスト生産取組に加え、猿害対策を進めつつ、土壤条件や農業形態に見合う作物の推進が必要となっている。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

当地域では、令和2年度より新潟県施策と連携した水田園芸を推進している。小規模ではあるが確実に実績を確保しており、引き続き、ねぎ、かぼちゃ、コンニャクいも等の定着拡大促進を目標とする。

また今後の稻作経営体の経営の幅を広げるために、農地の集積・集約化や低コスト生産技術の導入を図り、村の水田活用推進補助金や猿害対策事業の活用と合わせて、新たな産地の育成に取り組み、安定した農業生産を推進する。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

当地域は、長年、関川産米（岩船米コシヒカリ産地指定）の引合いが強く主食用米を主体とした作付をしてきたが、近年の主食用米の消費減少等により転換の必要性が求められている。しかし、全農家の内、兼業農家で稻作を中心とした農家経営がほぼ全体を占めてきたこと、地域全体でも高齢化が深刻化しており、新たな畑地化による園芸拡大に取り組むのは困難となっている。よって、認定方針作成者と連携し、非主食用米の需要量も把握した上で生産者への用途転換を推進し、主食用米及び非主食用米による水田活用を基本とした高品質米の供給産地を目指す。また、小区画圃場や水稻作付が困難なほ場などは不作付農地の抑制のため、国の産地交付金や村水田活用補助金により小面積からの水田園芸の取組みを推奨し、取組者の維持拡大に向けて支援する。ブロックローテーションについては、既存の水田園芸取組者にその有効性を説明し、持続的な生産出荷に向けて取組み拡大を図る。

なお、計画性のない畑地化は、荒廃地の拡大をまねく恐れがある。畑地化に向けた取組みとして、水稻を組み入れない作物体系が数年以上定着し、畑作物のみを生産し続けている水田がないか、今後も水稻を作付ける見込みがないか等を点検する。その上で該当水田については、畑作物の連作障害回避や畑地化支援の活用、地域におけるブロックローテーション体系の構築などの観点から、畑地化についての協議を引き続き進めていく。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

ア 家庭用米

消費者に支持される高品質で安全・安心な米づくりを推進する。前年の需要動向や集荷業者等の意向を勘案しつつ、主食用米の生産を行う。多様な需要に対応できる米づくりを目指し、コシヒカリ以外の品種の作付け推進も図る。

イ 業務用米

国内外の外食や食品産業等との関係を構築し需要の拡大を図るとともに、生産者の所得の

確保に向け多収穫生産やコスト低減の推進を図る。

(2) 非主食用米

ア 飼料用米

当地域においても需要が見込まれる飼料用米を主食用米以外の中心作物に位置付ける。

また、国の産地交付金を活用し、多収品種の導入やほ場の団地化による単収の向上、利用集積の推進によるコスト低減等により収益性の向上を図る。

イ 米粉用米

飼料用米とともに主食用米以外の中心作物に位置付ける。また、国の産地交付金を活用し、ほ場の団地化や利用集積の推進に取り組むとともにコスト低減による収益性の向上を図る。

ウ 新市場開拓用米

主食用米以外の需要の減少が続く中、現在の全国的な価格動向は比較的高水準となっており、今後の動向いかんでは需要の更なる減少につながるため、新たな需要が期待できる新市場開拓用米に取り組み、実需者との結びつきの強化、ほ場の団地化、利用集積の推進、低成本生産の推進により単収の向上を図る。

エ 加工用米

飼料用米等とともに主食用米以外の中心作物に位置付ける。また、主食用米の消費が減少する中で、近年防災食として利用が急増中であり、需要量を的確に把握しながら実需者との結びつきの強化を図るとともに、農地の集積や団地化を促進しコスト低減による収益性の向上を図る。

(3) 大豆、飼料作物

ほ場の団地化及び利用集積の推進に取り組み、栽培面積を維持する。

(4) そば

ほ場の団地化及び利用集積の推進に取り組み、品質及び単収向上を図り、地域の実需者との契約に基づき、作物生産の現状を維持する。

周囲明渠や高畝の設置等の排水対策に取り組み、低成本生産を図る。

(5) 高収益作物

「えだまめ」、「ユリ（切り花）」、「ねぎ」、「トマト」、「かぼちゃ」を振興作物として位置付け、猿害対策と連携しつつほ場の団地化による生産性の向上を図り、その他の野菜については農家所得の向上を図るため、地域に適した品目を作付けし栽培面積を拡大する。

周囲明渠や高畝の設置等の排水対策に取り組み、生産性の向上を図る。

5 作物ごとの作付予定面積等 ~ 8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。